

**社会福祉法人ひまわり福祉会  
第一号訪問事業重要事項説明書別表**

**ひまわり園ホームヘルプステーション利用料金表**

2024年4月1日 改訂

(1) 第一号訪問事業基本料金

利用料は、利用資格や週の利用回数により決定します。また、事業所の体制等が加算要件に該当すれば、その分基本料金に上乘せとなります。

利用者が支払う自己負担額は、「介護保険・負担割合証」に記載された負担割合に応じて決定します。

料金単価の設定は、介護保険法により定められています。制度改定により単価が変更する場合がありますのでご了承ください。

負担割合の判定基準		負担割合
第1号被保険者（65歳以上）の方が世帯に1人の場合（単身者含む）	第1号被保険者（65歳以上）の方が世帯に2人以上の場合	
●本人の合計所得金額が220万円以上かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が340万円以上	●本人の合計所得金額が220万円以上かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が463万円以上	3割
●本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が280万円以上 ●本人の合計所得金額が220万円以上かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が280万円以上340万円未満	●本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が346万円以上 ●本人の合計所得金額が220万円以上かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が346万円以上463万円未満	2割
●第2号被保険者 ●市区町村民税非課税世帯 ●生活保護受給者 ●本人の合計所得金額が160万円未満 ●本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が280万円未満	●第2号被保険者 ●市区町村民税非課税世帯 ●生活保護受給者 ●本人の合計所得金額が160万円未満 ●本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が346万円未満	1割

基本料金（一月につき）

利用資格者	1割負担の場合		
	週1回程度利用	週2回程度利用	週3回程度利用 ※要支援2のみ

要支援 1、2 事業対象者（直前の要支援認定が 要支援 1 または 2 であったものに 限る）	1,176 円／月	2,349 円／月	3,727 円／月
	39 円／日	77 円／日	123 円／日

※日割り計算では、月途中から利用開始された場合や、月途中で要介護に変更認定された場合、月途中で契約解除された場合等に行います。

#### 加算

加算名	要件	1割負担の場合
初回加算 ※該当者のみ算定	新規の訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を提供または同行訪問した場合	200 円／月
介護職員処遇改善加算 I	賃金改善計画の策定及び介護職員処遇改善計画の行政提出、実績報告の行政提出等、要件を満たした場合	13.7% ※ 2024 年 5 月末 まで
介護職員等特定処遇改善加算 I	賃金改善計画の策定及び介護職員等特定処遇改善計画の行政提出、実績報告の行政提出等、要件を満たした場合	6.3% ※ 2024 年 5 月末 まで
介護職員等処遇改善加算（I）	介護職員等の賃金改善の実施、及び所定の届出を行う等、要件を満たした場合。	24.5% ※ 2024 年 6 月 1 日 から

※処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定対象外になります。

#### （2）介護保険の適用を受けないサービス

介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、介護保険の適用外となります。超過分の利用料は全額自己負担となりますのでご注意ください。

#### （3）その他の費用

サービスの種別	内容	自己負担額
通常実施地域外交通費	訪問の通常実施地域（出雲市内）を越えて訪問した場合	50 円／1 k m

#### （4）キャンセル料

第一号訪問事業サービスは月単位での利用料設定ですので、当日の訪問キャンセルに対し別途料金を請求することはありません。

#### （5）支払方法

利用料の支払いは、月末締め翌月 18 日、金融機関口座引き落としを原則とさせていただきます。

きます。